

中華人民共和国

企業名称登記管理規定

1991年5月6日 国務院承認

1991年7月22日 国家工商行政管理总局令 第7号發布

第一条（制定の目的） 企業名称管理を強化し、企業の合法的權益を保護し、社会經濟秩序を守るために本規定を制定する。

第二条（適用範囲） 本規定は中国国内で法人条件を具備した企業およびその他法により登記登録処理が必要な企業に適用する。

第三条（企業名称の登記） 企業名称は企業の登記申請の時、企業名称の登記主管機關により査定される。企業名称は審査・認可を経て登記登録された後に使用でき、規定の範囲内で専用権を享有できる。

第四条（企業名称の登記主管機關） 企業名称の登記主管機關（以下登記主管機關と略称する）は国家工商行政管理总局と地方の各クラスの工商行政管理总局である。登記主管機關は企業名称の登記申請を審査承認あるいは拒絶し、企業名称の使用を監督管理し、企業名称の専用権を保護する。

登記主管機關は《中華人民共和国企業法人登記管理条例》に基づいて、企業名称に対して等級登記管理を実施し、外商投資企業名称は国家工商行政管理总局が査定する。

第五条（企業名称の是正） 登記主管機關は既に登記登録した不適切な企業名称を是正する権限を有し、上級登記主管機關は下級登記主管機關が既に登録登記した不適切な企業名称を是正する権限を有する。

既に登記登録した不適切な企業名称に対して、如何なる組織と個人も登記主管機關に是正を要求できる。

第六条（企業名称の唯一性） 企業は唯一つだけの名称の使用が許され、登記主管機關の管轄内ですでに登記登録した同業界企業名称と同じあるいは近似した名称は登記できない。

確かに特別な必要が有る場合には、省級以上の登記主管機關が審査承認をする。企業は本規定の範囲内で一個の従属名称を使用してよい。

第七条（企業名称の構成） 企業名称は次の順番で構成されなければならない：店名あるいは屋号・商号、業界あるいは経営特徴、組織形式。

企業名称は企業所在地の省（自治区・直轄市を含む）あるいは市（州を含む）あるいは県（市轄区を含む）の行政区画名称を冠しなければならない。

国家工商行政管理总局の審査と承認を経て、下記の企業の企業名称は企業所在地の行政区画名称を冠してもよい。

- （一）本規定十三条に列記された企業
- （二）長い歴史があり、店名あるいは屋号・商号が有名な企業
- （三）外商投資企業

第八条（企業名称に使用できる文字） 企業名称には漢字を使わなければならない。民族自治地方の企業名称は同時に民族自治地方の文字を使用できる。

企業が外国文字名称を使用した時、その外国文字名称は中国文名称と互いに一致しなければならない。併せて登記主管機関に登録登録しなければならない。

第九条（企業名称としての禁止内容と文字） 企業名称は下記の内容と文字を含んではならない。

- （一）国家と社会公共利益に損害を与えるもの
- （二）公衆をだましあるいは誤解を与える可能性のあるもの
- （三）外国国家（地区）・国際組織の名称
- （四）政党名称、党や政治・軍機関の名称、群衆組織名称、社会团体および部隊番号
- （五）漢字のピーイン字母（外国文字を使用する中での使用は除外）、数字
- （六）その他法律、行政法規規定で禁止したもの

第十条（店名あるいは屋号・商号の文字） 企業は店名あるいは屋号・商号を選択できる。店名あるいは屋号・商号の文字は二つ以上の文字で構成されなければならない。

企業は正当な理由があればその土地あるいは異郷の地名を使用して店名あるいは屋号・商号を作ってもよい。ただし、県以上の行政区画名称を使用して店名あるいは屋号・商号を作ってはならない。

私営企業は投資者の姓名を使用して店名あるいは屋号・商号を作ってもよい。

第十一条（主要業務の企業名称中への表示） 企業はその主要業務を根拠として、国家業界分類標準の分類に従い、企業名称中に所属業界あるいは経営の特徴を明示しなければならない。

第十二条（組織・責任形態の表示） 企業はその組織構造あるいは責任形態に基づいて、企業名称中に表示しなければならない。表示された組織形式は明確で分かりやすいものであること。

第十三条（中国、中華、国際の文字の使用条件） 下記の企業は企業名称中に、中国・中華・国際の文字の使用を申請できる。

- (一) 全国性の会社
- (二) 国務院あるいはその授権機関が承認した大型輸出入企業
- (三) 国務院あるいはその授権機関が承認した大型企業集団
- (四) 国家工商行政管理局が規定したその他企業

第十四条（支店・支社を有する企業の名称） 企業が支店などを設立した時、企業とその支店や支社の企業名称は下記の規定に符合しなければならない。

- (一) 企業名称中に“ 総 ”の文字を使用する場合は、三つ以上の支店や支社を設けること
- (二) 独立して民事責任を担えない支店や支社は、その企業名称に従属する企業の名称を冠しなければならない。“ 分社 ”、“ 分工場 ”、“ 支店 ”などの文字を以って綴り、併せて当該分社などの業界と所在地行政区画名称あるいは地名を表示する。ただし、従属する企業と同じ場合は業界を省略してよい。
- (三) 独立して民事責任を担える支店や支社は独立した企業名称を使用すべきであり、併せて従属する企業の企業名称中の店名あるいは屋号・商号を使ってよい。
- (四) 独立して民事責任を担える支店や支社が更に支店や支社を設ける場合、その設立された支店や支社はその企業名称中に総本社の名称を使ってはならない。

第十五条（共同経営企業の企業名称） 共同経営企業の企業名称は共同経営の構成員の店名あるいは屋号・商号を使ってよい。ただし、共同経営の構成員の企業名称を使ってはならない。共同経営企業はその企業名称の中に“ 共同経営 ”あるいは“ 連合 ”の文字を表示しなければならない。

第十六条（企業名称の事前登記） 企業は特別な理由がある場合、開業登記前に予め単独で企業名称の登記登録を申請できる。予め単独で企業名称の登記登録を申請する時、企業を組織する責任者がサインした申請書、定款草案と主管部門あるいは審査承認機関の承認文書を提出しなければならない。

第十七条（外商投資企業の企業名称登記） 外商投資企業はプロジェクト建議書とF S報告が承認された後、契約と定款が承認される前に、企業名称の予備登記登録を申請しなければならない。外商投資企業が企業名称の予備登記登録を申請する時、企業を組織す

る責任者がサインした申請書・プロジェクト建議書・F S 報告書の承認文書および投資者所在国（地区）主管当局が発行した企業謄本を提出しなければならない。

第十八条（企業名称承認までの期間）登記主管機関は、企業が提出した事前企業名称登記登録の全部の資料を受け取った日から、10日以内に審査承認あるいは拒否の決定をしなければならない。

登記主管機関は企業名称予備登記登録を審査承認した後、《企業名称登記証書》を確認発行する。

第十九条（企業名称の保留期間）事前に単独で登記登録申請した企業名称は審査承認の後、一年間保留され、計画建設期に入ったことの承認を経て、企業名称の保留期間は終止する。保留期間内はこれを用いて生産経営活動に従事してはならず、保留期間が満了しても企業開業登記の手続きが行われない場合、その企業名称は自動的に消失し、企業は期限満了の日から10日以内に《企業名称登記証書》を登記主管機関に返還しなければならない。

第二十条（使用企業名称の同一性）企業の印章・銀行通帳・看板・便箋などに使用する名称は登記登録した企業名称と同じでなければならない。商業・公共飲食・サービスなどの業界に従事する時の企業名称の看板は適当に簡略化してよい。ただし、登記主管機関に報告して記録に載せなければならない。

第二十一条（企業名称の不承認）登記登録を申請した企業名称が下記の状況の企業名称と同一あるいは近似している場合、登記主管機関は審査し承認しない。

- （一）取り消されて3年未満の企業
- （二）営業許可証を取り上げられて3年未満の企業
- （三）本条（一）（二）項以外の理由で登記を取り消されて1年未満の企業

第二十二条（企業名称の変更制限）企業名称が審査承認を経て登記登録の後、特別な理由が無ければ1年以内に変更申請をしてはならない。

第二十三条（企業名称の譲渡）企業名称は企業あるいは企業の一部と合わせて譲渡できる。

企業名称は唯一の企業にのみ譲渡できる。企業名称の譲渡方と譲渡を受ける側とは書面による協議あるいは契約を締結し、元の登記主管機関に報告して審査承認をうけなければならない。

企業名称の譲渡後、譲渡した方は既に譲渡した企業名称を使用してはならない。

第二十四条（同一企業名称の申請）二個以上の企業が同一登記主管機関に向けて、同一と見做される企業名称を申請した場合、登記主管機関は先申請の原則に照らして査定する。同一日に申請した場合、企業の協議により解決するべきである。協議が成らなかった場合は登記主管機関が裁定する。

二個以上の企業が同じでない登記主管機関に向けて、同一と見做される企業名称を申請した場合、登記主管機関は先受理の原則に照らして事実を確かめる。同一日に受理した場合、企業の協議により解決するべきである。協議が成らなかった場合は各登記主管機関が共通の上級登記主管機関に報告しこの機関が裁定する。

第二十五条（争議の処理）二個以上の企業が既に登記登録した企業と同じあるいは近似していることにより争議が発生した場合、登記主管機関は先登録の原則に照らして処理する。

中国企業の企業名称と外国（地区）企業の企業名称との間で中国国内にて争議が発生し併せて登記主管機関に裁定を申請した時、国家工商行政管理局は中国が締結あるいは参加した国際条約の規定した原則あるいは本規定を根拠に処理する。

第二十六条（違反に対する処罰）本規定に違反する下記の行為は登記主管機関が事情を調べて処罰する。

（一）登記登録の審査承認を経ないで企業名称を使用して生産経営活動に従事した場合、経営活動停止を命じて、不法に得た所得を没収する。あるいは2千元以上2万元以下の罰金を課する。事情がひどい場合、合わせて処罰してよい。

（二）勝手に企業名称を改変した場合、警告を与えあるいは1千元以上1万元以下の罰金に処す。

（三）勝手に自己の企業名称を譲渡あるいは貸し出した場合、不法に得た所得を没収し、併せて1千元以上1万元以下の罰金に処す。

（四）使用保留期間内の企業名称を使用して生産営業活動に従事し、あるいは保留期間が満了しても《企業名称登記証書》を登記主管機関に返さなかった場合、警告を与えあるいは5百元以上5千元以下の罰金に処す。

（五）本規定の第二十条の規定に違反した場合、警告を与えあるいは5百元以上5千元以下の罰金に処す。

第二十七条（他人の権利侵犯に対する処罰）他人が既に登記登録した企業名称あるいはその他他人の企業名称専用権を侵犯した行為の場合、被侵権人は侵権人の所在地の登記主管機関に処理を要求できる。登記主管機関は侵権人に侵権行為の停止を命じる権限を有する。被侵権人がこの侵権行為により蒙った損害を賠償させ、不法所得を没収し、併せ

て5千元以上5万元以下の罰金を課す。

他人の企業名称専用権の侵犯に対して、被侵害人は人民法院に直接に起訴することもできる。

第二十八条（行政行為に対して不服の場合の処置）登記主管機関が本規定を根拠に行った具体的な行政行為に対して不服な場合、当事者は通知を受け取った日から15日以内に一級上の登記主管機関に対して再議を申請できる。上級登記主管機関は再議申請を受け取った日から30日以内に再議決定をしなければならず、再議決定に対して不服の場合人民法院に起訴できる。

期限を過ぎてても再議申請をしない、あるいは再議後再議決定の執行をせず、かつ起訴もしない場合、登記主管機関は企業名称を強制更改でき、営業許可証を差し押さえ、規定の手順に従ってその口座開設銀行に通知して罰金を振替させる。

第二十九条（外国企業による企業名称の登記登録）外国（地区）企業は中国国内で企業名称の登記登録申請をできる。

外国（地区）企業は国家工商行政管理局に企業名称の登記登録の申請をし、併せて外国（地区）企業の法定代表人がサインした申請書、外国（地区）企業の定款と企業所在国の主管当局が発行した企業謄本を提出しなければならない。登記主管機関は外国企業の申請名称の登記登録の全部の資料を受け取ってから30日以内に最初の審査を行わなければならない。最初の審査を通過した場合、公告する。外国企業名称の公告期間は6ヶ月となし、この期間内に異議が無いあるいは異議が成立しない場合、企業名称を審査承認し、企業名称の保留期間は5年とする。登記主管機関は外国企業の企業名称を審査承認し登記登録の後、《企業名称登記証書》を確認し発行する。外国企業の企業名称の登記登録の後変更が必要になる、あるいは保留期間が満了して延期の要求があった場合、新たに登記登録を申請しなければならない。

第三十条（その他の名称登記管理）登記機関が登記登録した事業組織および事業組織が開設した経営組織の名称と個人商売の名称登記管理は本規定を参照にして執行する。

第三十一条（本規定施行前の企業名称）本規定施行前に既に審査承認され登記登録された企業名称は継続使用してよい。ただし、本規定に嚴重に符合しない場合、是正しなければならない。

第三十二条（企業名称登記証書の印刷）《企業名称登記証書》は国家工商行政管理局が統一的に印刷する。

第三十三条（解釈の責任）本規定は国家工商行政管理局が解釈の責任を負う。

第三十四条（施行日）本規定は1991年9月1日より施行する。

1985年5月23日に国务院承認し、1985年6月15日に国家工商行政管理局が公布した《工商企業名称登記管理暫定規定》は同時に廃止する。

+++++

注記：

本中華人民共和國企業名称登記管理規定の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され交付されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条項の後の()内の記述は、訳者が閲覧者の便宜のために挿入したものであり、中国文の正式文書にはありません。